

2017年4月24日

日本家庭紙工業会原産国表記に関する業界自主ガイドライン

FAQ集

Q1：日本製（国産）認定マークの定義はどういうことですか？

A1：認定マークの日本製品とは、日本家庭紙工業会に所属するメーカーが生産する製品で、日本国内で原紙の抄造から製品化加工まで行った製品になります。

Q2：「日本製」と表示されている製品は認定マークでなくても同じ定義ですか？

A2：日本家庭紙工業会認定マークがある製品はそのとおりですが、同マークがなく日本製や国産と書かれた製品がもしあった場合、それについて日本家庭紙工業会は保証できません。

Q3：日本製品マークを表示する意義は何ですか？

A3：安心・安全な日本製製品を購入したいと考える消費者の方が、日本製製品を容易に識別でき、それを確実に購入できるようにするためです。

Q4：いつから認定マークが付くのですか？

A4：2016年11月以降の生産品について、準備が整った製品から順次付けていきます。ただし、店頭に並ぶまでには流通に時間がかかることもありますので、店頭において一斉に認定マーク表示がされるということではありません。

Q5：認定マークはどこに表示されますか？

A5：表示箇所に関しましては決め事はございませんが、主にフェイシャル系は取っ手部分、カートンの裏表示付近。トイレット系に関しまして包装ポリに印刷されています。

Q6：2016年11月以降、店頭で認定マークが付いていない製品について、日本製品でないからマーク表示されていないのか、日本家庭紙工業会会員メーカー製の日本製だがマーク表示の準備が間に合っていないだけなのか、をどうやって区別すればよいのですか？

A6：どうしても確認されたい場合は、お手数ですが対象製品の製造元にお問い合わせください。

Q7：日本家庭紙工業会の会員ではないのですが、この認定マークを使用できませんか？

A7：日本家庭紙工業会に属さないメーカーであっても、日本家庭紙工業会の会員より原紙の供給を受けている加工メーカーで、例会での承認を受けたメーカーに関しては使用できますが、その他のメーカー様が使用したいとの要望があった場合は、日本家庭紙工業会への入会をお勧め致しております。

Q8：認定マーク製品が本当に日本で製造されているかどうか、チェックする体制はありますか？

A8：日本家庭紙工業会へ、各メーカーから製品を登録一括管理し、定期的に再確認を行い日本家庭紙工業会の総会にて都度報告することで確認しております。

Q9：海外（特に欧米）での表示状況は

A9：海外では基本生産国表記義務はない状況ですが、日本への輸出向けに関しては対商社・代理店・販売店での取り決めによります。

Q10：日本には、どの位ティッシュが輸入されているのですか？

A10：経産省統計

’15年度 ティッシュ：21.2% トイレットペーパー：4.2%

’16年度（1～8月） ティッシュ：23.3% トイレットペーパー：5.0%

Q11：どういった国から輸入されているのですか？

A11：経産省統計 ティッシュ：主に中国、インドネシア、米国、マレーシア、ベトナム
トイレットペーパー：主に中国、米国、インドネシア

Q12：輸入のティッシュは、消費者にも区別がつくのですか？

A12：工業会の調査では、ほとんどの輸入品には、生産国が小さくても入っております。ただし、原産国表示は法律では定められておりません。今後国表示のない製品が流通する可能性はあります。

Q13：輸入品と国内品の違いはありますか？

A13：国内メーカーは、地域の環境に配慮するとともに、世界的な環境問題に関しても配慮した製品づくりをしており、環境・安心安全を最大限考慮した品質・安定供給に対し、責任を持った考えを持ち活動をしております。

Q14：日本製マークはどの位置についていますか？

A14：製品パッケージ表面の右上隅に付けることを基本としておりますが、各社の製品デザインとの兼ね合いもあり、各社の任意による表示も可能としております。

【例：ティッシュペーパーでは、5パックポリパッケージ、カートン単体の天面、側面、裏面、等。トイレットロール、ペーパータオルタイプのパッケージであれば天面、品質表示面、等。】